

イスラエルの人々⑪

□イスラエルの人々の信仰の手本

二年目の第二の月の二十日に、雲があかしの幕屋の上から離れて上った。それでイスラエルの子らはシナイの荒野を旅立った。雲はパランの荒野でとどまった。

彼らは、モーセを通して示された主の命により初めて旅立った。 (民 10：11～12)

□前回までの振り返り

1. 前々回、「イスラエルの人々⑨」は、「幕屋の設営」であった。

(1) エジプトを出て二年目の第一の月(4月)の一日に、主がモーセに命じられたとおりに、イスラエルの民は幕屋を設営した。そのとき、雲が会見の天幕をおおい、主の栄光が幕屋に満ちた。(ここまでが、出エジプト記)

(2) イスラエルの民は初めて、幕屋と祭壇と洗盤を見た。主はモーセを幕屋に呼び、祭壇でささげるささげ物についての定めを告げ、イスラエルの民にこれを命じた(レビ記1章～7章)

2. 前回、「イスラエルの人々⑩」は、「油注ぎを受けた者の責任」であった。

(1) 主がモーセに命じられたとおりに、幕屋とそこにあるすべてのもの、祭壇とそのすべての用具、洗盤とその台に、油注ぎをして聖別した。そして、アロンと二人の子ナダブとアビフに祭司の装束を着せ、油注ぎをして聖別し、七日間にわたる祭司任職式を行った。

(2) 油注ぎを受けた祭司の責任は、主の命令のとおり祭儀を行うことであるが、アロンの二人の子ら(ナダブとアビフ)はそれに違反した。その代償は、肉体の死であった。

(3) そのことは前もって警告されており、そのようなことにならないよう、7日間の任職式を通して、主の命令のとおりに行うよう反復して訓練を積んだ。にもかかわらず、二人は主の命令から外れたことを行った。

(4) その兄たち二人の死を見た、二人の弟たち(エルアザルとイタマル)が祭司となって、アロンの家系による祭司職は再出発することとなった。

3. このあと、シナイ山のふもとでの宿営は続いた。その間、さらに律法の規定が与えられた。レビ記11章：食物規定、12章：産後のきよめ、13～14章：ツアラアト、ほか27章まで続き、レビ記は次の文で終わる。

34節 以上は、主がシナイ山で、イスラエルの子らに向けてモーセが命じられた命令である。

4. 今回は、いよいよ約束の地に向けてシナイ山のふもと(シナイの荒野)からの出発である。モーセ五書(創世記・出エジプト記・レビ記・民数記・申命記)の第四巻、民数記に入る。

□イスラエルの人々の信仰⑪ シナイの荒野からの出発

1. 戸籍登録に関する主の命令（民1：1～16）と民の召集・登録（民1：17～54）

1～2節 エジプトの地を出て二年目の第二の月の一日に、主は、シナイの荒野の会見の天幕でモーセに告げられた。「イスラエルの全会衆を、氏族ごと、一族ごとに調べ、すべての男子を一人ひとり名を数えて、その頭数を調べよ。

18～19節 第二の月の一日に全会衆を召集した。そこで氏族ごと、一族ごとに、二十歳以上の者の名を一人ひとり数えて、その家族表で本人を確認した。主がモーセに命じられたように、モーセはシナイの荒野で彼らを登録した。

ルベン 46,500人、シメオン 59,300人、ガド 45,650人、ユダ 74,600人、
イッサカル 54,400人、ゼブルン 57,400人
ヨセフ・エフライム 40,500人、ヨセフ・マナセ 32,200人、ベニヤミン 35,400人
ダン 62,700人、アシュエル 41,500人、ナフタリ 53,400人（20～43節）

44～46節 以上がモーセとアロン、またイスラエルの族長たちが登録した者たちである。この族長たち十二人は、それぞれ、自分の一族を代表していた。一族ごとに登録された二十歳以上のイスラエルの子らで、イスラエルで戦さに出ることができる者すべて、登録された者の総数は、603,550人であった。

47～50節 しかし、レビ人は、彼らとともに父祖の部族ごとに登録されることはなかった。主はモーセに告げられた。「レビ部族だけは、ほかのイスラエルの子らとともに登録してはならない。また、その頭数を調べてはならない。あなたは、レビ人に、あかしの幕屋とそのすべての用具、およびすべてそれに付属するものを管理させよ。彼らは幕屋とそのすべての用具を運び、これに仕え、幕屋の周りに宿営しなければならない。

54節 イスラエルの子らは、このようにし、すべて主が命じられたとおりに行った。

2. 宿営の位置と進行順序に関する命令（民2章）

1～2節 主はモーセとアロンに告げられた。「イスラエルの子らは、それぞれ自分たちの旗のもと、自分の一族の旗じるしのもとに宿営しなければならない。会見の天幕の周りに、距離をおいて宿営しなければならない。

3節 a 前方、すなわち東側に宿営する者は、軍団ごとにユダの宿営の旗の者でなければならない。

ユダ 74,600 人、イッサカル 54,400 人、ゼブルン 57,400 人、計 186,400 人

9節 b 彼らが先頭を進まなければならない。

10節 a 南側は、軍団ごとのルベンの宿営の旗の者たちである。

ルベン 46,500 人、シメオン 59,300 人、ガド 45,650 人、計 151,450 人

16節 b 彼らは二番目に進まなければならない。

17節 a 次に会見の天幕、すなわちレビ人の宿営が、これらの宿営の中央にあって進まなければならない。

18節 a 西側は、軍団ごとのエフライムの宿営の旗の者たちである。

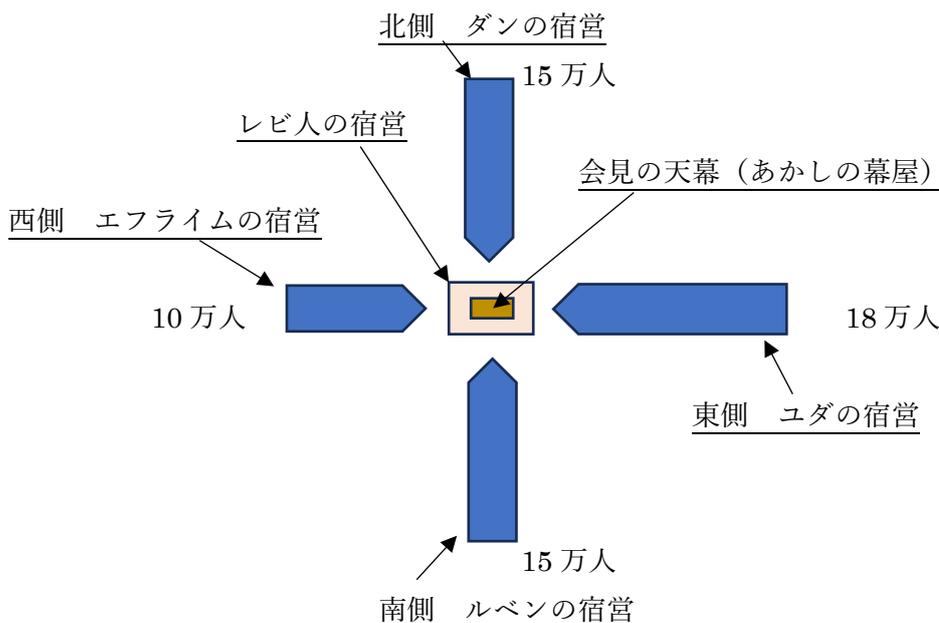
エフライム 40,500 人、マナセ 32,200 人、ベニヤミン 35,400 人、計 108,100 人

24節 b 彼らは三番目に進まなければならない。

25節 a 北側は、軍団ごとのダンの宿営の旗の者たちである。

ダン 62,700 人、アシェル 41,500 人、ナフタリ 53,400 人、計 157,600 人

31節 b 彼らはその旗に従って、最後に進まなければならない。



3. レビ族に関する命令：戸籍登録（生後1か月以上）、3支族の任務（民3章～4章）
4. 律法の規定・続き（民5章～6章）
5. 族長たちのささげ物（民7章）
6. レビ人のきよめと奉献（民8章）
7. 第二の月の十四日の夕暮れに過越のいけにえを献げた（民9：1～14）

8. 銀のラッパの製作（民10：1～10）

1～2節 主はモーセにこう告げられた。「銀のラッパを二本作りなさい。それを打ち物作りとしなさい。あなたはそれを用いて会衆を召し出したり、宿営を出発させたりしなければならない。

3節 これらが（二本同時に）長く吹き鳴らされると、全会衆が会見の天幕の入り口の、あなたのところに集まる。

4節 もしその一つが（長く）吹き鳴らされると、イスラエルの分団のかしらである族長たちがあなたのところに集まる。

5～6節 また、短く吹き鳴らすと、東側に宿っている宿営が出発する。二度目に短く吹き鳴らすと、南側に宿っている宿営が出発する。彼らが出発するためには、短く吹き鳴らさなければならない。

7節 集会を召集するとき（3、4節）には、長く吹き鳴らさなければならない。短く吹き鳴らしてはならない。

8節 a 祭司であるアロンの子らがラッパを吹かなければならない。

9節 また、あなたがたの地で、自分たちを襲う侵略者との戦いに出るときには、ラッパを短く大きく吹き鳴らす。あなたがたが、自分たちの神、主の前に覚えられ、敵から救われるためである。

10節 また、あなたがたの喜びの日、あなたがたの例祭と新月の日に、自分たちの全焼のささげ物と交わりのいけにえの上にラッパを吹き鳴らすなら、あなたがたは自分たちの神の前に覚えられる。わたしは、あなたがたの神、主である。」

9. 二年目の第二の月の二十日に出発（民10：11～28）

11～12節 二年目の第二の月の二十日に、雲があかしの幕屋の上から離れて上った。それでイスラエルの子らはシナイの荒野を旅立った。雲はパランの荒野でとどまった。（パランの荒野＝到着地、11章から12：15までの記事は着くまでの間での出来事）

13節 彼らは、モーセを通して示された主の命により初めて旅立った。

14節 a まず初めにユダ族の宿営の旗が、その軍団ごとに出発した。

17節 幕屋が取り外され、幕屋を運ぶゲルシオン族、メラリ族が出発。

18節 a ルベンの宿営の旗が、その軍団ごとに出発。

21節 聖なるものを運ぶケハテ人が出発。なお、幕屋は、彼らが着くまでに建て終えられることになっていた。

22節 a また、エフライム族の宿営の旗が、その軍団ごとに出発。

25節 a ダン部族の宿営の旗が、全宿営のしんがりとして軍団ごとに出発。

28節 以上がイスラエルの子らの軍団ごとの出発順序であり、彼らはそのように出発した。



ケハテ人：レビ人のうち、ケハテ族（民4：4～15）

聖なるもの：あかしの箱（仕切りの垂れ幕を掛ける）、パンの机、燭台とその器具、金の祭壇（香）、祭壇とその用具。すべて布とじゅごんの皮でおおう（民4：4～20）

ゲルシオン族の運ぶもの：幕屋の幕、会見の天幕とその覆い、その上に掛けるじゅごんの皮の覆い、会見の天幕の入り口の垂れ幕、庭の掛け幕、庭の門の入り口の垂れ幕、それらのひも、およびそれらに用いる用具（民4：24～28）

メラリ族の運ぶもの：幕屋の板、横木、柱、台座、庭の周りの柱と台座、杭、ひも（民4：31～33）